

# 保険料の納め方

受給している年金の額によって、納め方が違います。

年金が **年額18万円以上**

**年金** から差し引かれます

## 特別徴収

老齢(退職)年金、障害年金、遺族年金の定期支払いの際、受給額から保険料が差し引かれます。

※老齢福祉年金は対象となりません。

## 特別徴収の保険料納付のしくみ

前年の所得が確定していない期間は、仮に算定された保険料額(前年度2月の保険料額)を納めます(仮徴収)。

仮徴収	4月 (第1期)	6月 (第2期)	8月 (第3期)
-----	-------------	-------------	-------------

10月以降

確定した年間保険料額から、すでに納めた仮徴収分を除いた額を納期に分けて納めます(本徴収)。

本徴収	10月 (第4期)	12月 (第5期)	2月 (第6期)
-----	--------------	--------------	-------------

次のような場合は、一時的に納付書で納めます

- 65歳になった年度
- 他の市区町村から転入した場合
- 収入申告のやり直しなどで、保険料の所得段階が変更になった場合 など

年金が **年額18万円未満**

**納付書や口座振替** で納めます

## 普通徴収

市から送付されてくる納付書や口座振替で、期日までに金融機関などを通じて保険料を納めます。

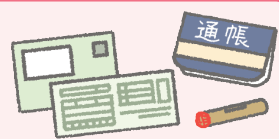
## 納付書で納める方法

納付期日までに納付書を持って市が指定する金融機関などの窓口で納付します。

## 口座振替で納める方法

下記のものを用意し、「口座振替依頼書」に必要な事項を記入し、市へ申し込みます。

- ◇ 保険料の納付書
- ◇ 預(貯)金通帳
- ◇ 通帳届け出印



**納付に行く手間も、納め忘れもなく、大変便利です!**

※残高不足などにより自動引き落としできなかった場合は、納付書で納めることになります。

## 65歳になる年度の保険料

64歳までの介護保険料は、医療保険の保険料に含めて納めますが、65歳になる月からは、単独の「介護保険料」に変わります。

例 65歳になる月の考え方は…  
10月1日生まれ ▶ 9月  
10月2日生まれ ▶ 10月



## 国保加入者の65歳になる年度の保険料

65歳になる年度は、**64歳の分を「年度末までの納期」に分けて**国民健康保険税に含めて納めます。そのため、65歳になった月以降も国民健康保険税に64歳の分の介護保険分が含まれています。65歳の分は、65歳になった月から年度末までの分を「介護保険料」として納付書で納めます。**納期は重なっていますが、保険料を二重に納めているわけではありません。**

例 10月2日生まれの国保加入者の場合

65歳の誕生日の前日(10月1日)がある月

64歳の介護分保険料(国民健康保険税に含む)						65歳の介護保険料					
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
[4~9月分]を、 <b>年度末までの納期</b> に分けて、国民健康保険税から納めます。						[10月~翌年3月分]を、 <b>年度末までの納期</b> に分けて、納付書で納めます。					

# 保険料を納めないでいると

災害などの特別な事情もなく保険料を滞納すると、滞納期間に応じて、介護保険の給付が制限される場合があります。保険料は必ずお納めください。

## 1年以上滞納すると

利用したサービス費用はいったん全額自己負担になります。その後、申請により保険給付分が支払われます。

## 1年6か月以上滞納すると

利用したサービス費用はいったん全額自己負担となり、申請しても保険給付の一部または全部が一時的に差し止められます。

## 2年以上滞納すると

上記に加え、未納期間に応じて、利用したサービス費用の負担割合が引き上げられたり、高額介護サービス費などが受けられなくなります。

**これらの制限がされた後も、保険料を納める義務はなくなりません!**

災害など、特別な事情で一時的に保険料を納めることができない場合には、減免が受けられる場合があります。お早めに市の窓口にご相談ください。

# 介護や支援が必要と感じたら

介護や支援が必要かな?と感じたら、まず地域包括支援センターや市の介護保険担当窓口にご相談しましょう。



## 申請に必要なもの

- ◇ 要介護・要支援認定申請書(窓口にあります)
- ◇ 介護保険の保険証
- ◇ 医療保険に加入していることが確認できるもの(第2号被保険者の場合)

※このほかにも、主治医に関する情報やマイナンバーなどが必要になる場合があります。事前に市の介護保険担当窓口にお問い合わせください。

※地域包括支援センターや居宅介護支援事業者(ケアマネジャー)などに申請の代行を依頼することもできます。

問合せ：富里市高齢者福祉課  
介護保険班  
☎0476-93-4980 (直通)

UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

リサイクル適性(A)  
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

VEGETABLE OIL INK

禁無断転載の東京法規出版  
KG012970-0000000

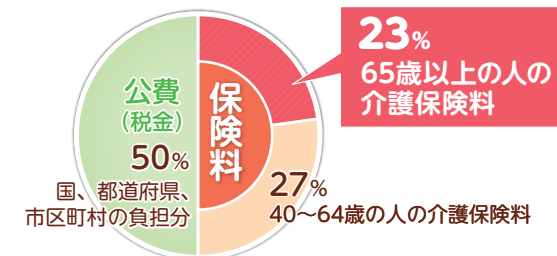
65歳以上のみなさんへ

# 介護保険料のおしらせ

令和8年度版



介護保険料は、介護保険制度を運営するための大切な財源です。保険料の納付にご理解とご協力をお願いします。



介護保険の財源(令和8年度まで)

富里市

# 保険料の決まり方

介護保険料は「基準額」をもとに、所得の低い人などの負担が大きくなるよう、本人・世帯の課税状況や所得に応じて段階的に決められています。



## 基準額について

基準額は、各所得段階の保険料を決める基準になる金額のことで、下記の計算式で算出されます。

必要な費用や65歳以上の人数は市区町村によって違うので、市区町村ごとに基準額は異なります。

**富里市の保険料の基準額**  
56,400円(年額)

市区町村で介護保険給付にかかる費用 × 65歳以上の人の負担分(23%)

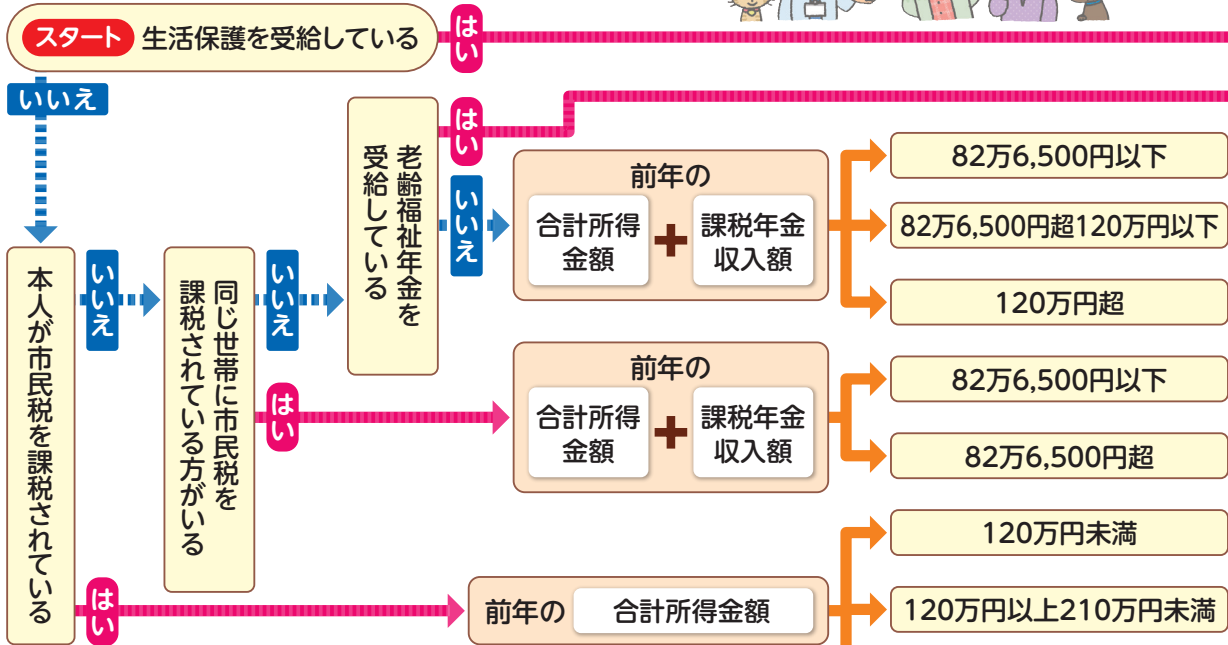
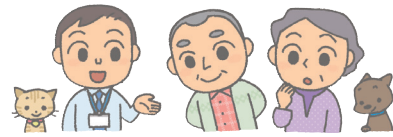
市区町村の65歳以上の人数

## 保険料は個人ごとに決まります

同じ世帯に属している人でも、保険料段階は個人ごとに設定されますので、保険料は個人ごとに決定します。

# あなたの介護保険料

介護保険料を確認してみましょう。



### 合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額のことで、第1～5段階は合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除した金額とします。第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

### 課税年金収入額

国民年金・厚生年金・共済年金など課税対象となる種類の年金収入額のことで、障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

### 令和8年度の特例

令和7年度税制改正による給与所得控除の最低保障額引き上げの影響により介護保険料の段階が変わりうる人については、令和8年度の介護保険料に限り、合計所得金額に給与所得が含まれている場合、合計所得金額の算定および市民税課税・非課税の判定において控除が従前と同様となるよう調整します。そのため、令和8年度で税法上は市民税非課税となっても、介護保険料の算定に限り市民税課税とみなす場合があります。

段階設定	対象者	保険料率	保険料(年額)
第1段階	●生活保護を受けている方		
	●市民税世帯非課税 ●老齢福祉年金を受けている方 ●前年の合計所得金額+課税年金収入額が82万6,500円以下の方	基準額×0.285	16,000円*
	●市民税本人非課税 ●前年の合計所得金額+課税年金収入額が82万6,500円超120万円以下の方	基準額×0.485	27,300円*
第2段階	●前年の合計所得金額+課税年金収入額が82万6,500円超120万円以下の方	基準額×0.685	38,600円*
第3段階	●前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の方	基準額×0.9	50,700円
第4段階	●前年の合計所得金額+課税年金収入額が82万6,500円以下の方	基準額×1.0	56,400円
第5段階	●前年の合計所得金額+課税年金収入額が82万6,500円を超える方	基準額×1.2	67,600円
第6段階	●前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.3	73,300円
第7段階	●前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.5	84,600円
第8段階	●前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.7	95,800円
第9段階	●前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の方	基準額×1.8	101,500円
第10段階	●前年の合計所得金額が400万円以上520万円未満の方	基準額×1.9	107,100円
第11段階	●前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.0	112,800円
第12段階	●前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.1	118,400円
第13段階	●前年の合計所得金額が720万円以上の方		

\*第1～3段階は、公費投入による負担軽減措置後の保険料率および保険料です。

# 介護保険料Q&A

Q 介護保険を利用していませんが、保険料を納めないといけないのですか。



A 利用の有無にかかわらず、原則として40歳以上の人は全員、介護保険料を納めます。いまは介護保険を利用していなくても、今後も介護や支援が必要になったときに安心してサービスが利用できるよう、保険料は必ず納めましょう。

Q 介護保険を利用しなかった場合、保険料は戻ってきますか。



A 介護保険を利用しなかった場合でも、納めた保険料は返還されません。保険料は、介護保険制度を安定して運営するための財源として活用されています。ご理解をお願いします。

Q 保険料の納付方法は選べますか。



A 介護保険料の納付方法は、年金の受給額によって法律で決められているため、個人で選ぶことはできません。市区町村からの通知通り、決められた方法で納付をお願いします。